

/

(の疑問)

保護期間の延長について

別後実

絵画の世界には、「写生教育」と「模写教育」といふのがあつた。前者は言うまでもなく、他人の感性を尊重し、そのオリジナリティーを開放せよとするもので、近代以後はこれが主流で、これと言つていい。

しかし今日、前代の技法を学ぶ、その伝統に「おまへ」をするものは「模写教育」が見直されるはじめてである。個性を殺すのではない、伝統の中へそれを更に鍛えあげようとするのである。

この模写教育の面だけではない、実際の創作活動の中にも試される。前代の作品を踏襲し、それを更に豊かにするといふ手法が、特に演劇において採られる。多くの成果を挙げている事実は、否定出来ない。むしろ、オリジ

十リテ一のみを過度に尊重し、よつて保護
しましむる傾向は、時代の往に孤立しかね
たもののである。

と云ふ虞から考へてよつてよつての著作物の
その権利が他人に帰属する期間が、なほべく
短く、公共のものとなす時期が、なほべく早
くなるとしが望ましいのである。特に我国の
おうな、伝統文化を継ぐこと、その継承を問題
とししは社会においては、「著作物は公共
のものである」といふ考へが、他人の権利
を損ふおしといふ条件のもとではあるが、も
っと侵透してしかへべき考へである。

多くの演劇人は、それだけの賞を得ても、
この時、「私とそれだけの賞では思ふ、といふせし
」といふおしおしと云ふ。恐らくこれは実
感のあらう。演劇は特にこのおしおしもの
の、多くの創造活動は、何らかの意味で他の
の)おしおしに、それと云ふおしおし。他人
の権利の過度の尊重は、創造活動に必然のこ
の精神の否定にもおしおしおしおしといふ